

川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱

(26川市青第126号こども本部長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号)に基づき、ひきこもり及び不登校等の児童に対して、地域の関係機関と連携を図りながら、総合的な援助を行うことにより、児童の自主性及び社会性の伸長並びに登校意欲の回復を図り、もってこれら児童の福祉の向上に資することを目的として実施する川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業(以下「本事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、川崎市(以下「市」という。)とする。ただし、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、公益財団法人、非営利活動法人等(以下「受託者」という。)に委託することができる。

(事業内容)

第3条 本事業は、児童相談所及び地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)(以下「相談機関」という。)で相談を受理したひきこもり、不登校等の児童であって、当該児童又はその保護者が希望し、かつ相談機関の長が適当であると認めた者(以下「対象児童」という。)に対し、第5条に定める個別支援活動及び集団支援活動をそれぞれ実施するものとする。

(ふれあい心の友の登録)

第4条 市は、次条第1項の個別支援活動の実施にあたり、児童の福祉に理解と熱意を有する大学生等であって、次の各号のいずれかに該当する者を募集し、これを審査した結果、適当であると認めた者について、ふれあい心の友として登録するものとする。

- (1) 社会福祉学、教育学、社会学、心理学等の科目を履修する者
- (2) 前号に規定する科目を修めて卒業又は修了した者
- (3) 前2号に定める者と同等の知識及び経験があると認められる者

2 ふれあい心の友の登録期間は、原則として登録した年度の末日までとする。ただし、再登録は妨げない。

3 市は、ふれあい心の友が、本事業の趣旨から逸脱した行為をしたと認められるときは、その登録を取り消すことができる。

4 ふれあい心の友は、その登録内容に変更があった場合には、速やかに市に届け出なければならない。

5 ふれあい心の友は、市又は受託者が実施する本事業の研修等に参加するよう努めなければならない。

(個別支援活動及び集団支援活動の内容)

第5条 個別支援活動は、ふれあい心の友を対象児童宛てに派遣し、当該対象児童とのふれあいを通じて、児童の自主性及び社会性の伸長並びに登校意欲の回復を図るものとする。

2 集団支援活動は、対象児童を児童相談所等に通所させ、集団的に生活指導、心理療法、レクリエーション等を実施し、児童の福祉の向上を図るものとする。

(ふれあい心の友の派遣等)

第6条 市は、個別支援活動の実施にあたり、相談機関の児童福祉司、社会福祉職等(以下「児童福祉司等」という。)の助言及び指示のもと、ふれあい心の友を選定し、対象児童宛てに派遣するものとする。

2 相談機関の児童福祉司等は、ふれあい心の友に対して、対象児童の援助方針等の指導を行う。

3 ふれあい心の友の活動時間は、1回につき2時間程度とする。

4 ふれあい心の友は、対象児童のよき理解者として接し、対象児童の学習意欲、自主性、社会性等の伸長を援助するよう努める。

5 ふれあい心の友は、対象児童の状況について、活動終了後に口頭及び書面で、相談機関の長に報告しなければならない。

6 ふれあい心の友は、活動により対象児童及びその家庭に関して知り得た情報等を第三者に漏らしてはならない。ふれあい心の友でなくなった後も同様とする。

(謝礼)

第7条 市は、ふれあい心の友が行う活動に対して、1回につき4,020円を支払うものとする。

(集団支援活動の実施)

第8条 市は、集団支援活動の実施にあたり、対象児童について10人程度のグループ化を行い、相談機関の児童福祉司等の指導計画に基づき、対象児童に係る生活指導、心理療法、レクリエーション等の活動内容を企画するものとする。

(集団支援活動の指導方法)

第9条 相談機関の児童福祉司等は、前条の活動の実施を通じて、対象児童の支援、指導を行う。

(業務委託に係る事業実施計画書及び事業実施報告書の提出)

第10条 受託者は、事前に事業実施計画書を市に提出するものとし、事業終了後は、事業実施報告書を提出するものとする。

(業務委託に係る指導及び監督)

第11条 市は、受託者に対して適宜報告を求め、必要な指導監督を行う。

(業務委託に係る留意点)

第12条 受託者は、効果的に本事業が実施できるよう、相談機関との連携について十分に留意するものとする。

2 受託者は、対象児童及びその家庭に関して、業務上知り得た情報等について、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施等に関し必要な事項については、こども未来局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本要綱の施行前に、「川崎市ふれあいの友訪問援助事業実施要綱」に基づき登録されているふれあい心の友については、本要綱第6条第2項による審査及び登録を省略することができる。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。